

## 仕様書

### 1 件名

市会事務局事務用 令和8年度 文書製本業務

### 2 業務内容

製本方法は以下によるものとする。

#### (1) 編成

原則としてそのまま製本とするが、特別な指示のある場合は担当者の指示に従うものとする。

#### (2) 製本部数、タイトル、カラー及び厚み等

別紙「令和8年度文書製本リスト」による。

#### (3) ハードカバー表紙

ア 表装様式：総布クロスで表装し、表装方法は次のとおりとする。

表紙芯板紙および背板紙の全面に布クロスを製本用にかわを接着剤として折り返し貼りする。折り返しは少なくとも25mm以上とする。

イ 布クロス：ダイニック製の抗菌性剤を含有した東洋クロス（同等品も可とする）を使用すること。

カラーは別紙「令和8年度文書製本リスト」で指定する型番通りとすること。但し、指定する型番のカラーの持ち合わせがないため、近似するものを使用したい場合は、事前に担当者に確認すること。また、タイトル毎に同じカラーのクロスを必ず使用すること。

ウ 表紙芯板紙：黄ボール40オンスを使用すること。

エ 背板紙：地券紙を使用する。

#### (4) 綴

ア 綴様式：直線機械とし、一鎖部分（連結部分）の溝には糊入れを行い圧着する。但し、その綴が見開き等に支障をきたす場合は手かがり等で対処する。また、三つ折り等背にマクラを入れる必要のあるものは打ち抜き綴じとする。

イ 見返紙：上質紙110kg以上のものを使用する。

ウ 背固め：背固め用の寒冷紗として東洋クロス（同等品も可とする）の裏紙貼寒冷紗を使用する。

背固めには、製本に適した接着剤を使用する。

背の天・地にはヘッドバンドとして花布（えんじ、白の縞模様）を使用することとする（別の色、模様も可とするが、事前に担当者に確認すること）。

### (5) 背文字表示

背型は角背、溝つきとする。

箔押し、文字、蔵書印については、担当者が示す見本又は指示に従うこと。

(タイトル毎に同じ背文字にする)

### (6) その他

ア 請負者は製本に際し落丁・乱丁のないよう注意するとともに、背固め、綴等は特に入念に行い、見開きが容易にできるよう、かつ外形上、造本美をもたせるように留意のうえ、本仕様に基づき製造するものとする。

イ ページ破れ、欠落ページ、欠号、印刷ミス等による乱丁・落丁を発見した場合、担当者に報告し指示を仰ぐこと。

ウ 製本作業は、一般に本仕様内で行うものであるが、明記のない場合においても作業実施上、当然必要なものは請負者の負担とする。

エ 引取時には預かり書(明細書)を提出、納品時には担当者の指示する場所に納入すること。

オ 納入したものに不具合があった場合は、速やかに補修、製本し直し等の措置を行い、要する費用は請負者で負担すること。

## 3 納入期限

令和8年9月18日(金)

## 4 適用範囲

(1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。

(2) 本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書に基づき業務を履行するものとする。

## 5 履行場所

大阪市会事務局

## 6 経費及び損害に係る負担区分

(1) 本業務に使用する一切の消耗品や機材、運搬費用等は、受注者の負担とする。

(2) 受注者の故意又は過失により、施設、その他物件への損害又は第三者に損害を与えた場合は、受注者は賠償の責を負わなければならない。また、損害賠償金などについて、当事者間で紛争が生じた場合は、受注者が責任をもって解決を図るものとする。

## 7 特記事項

見積書の提出にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。

契約後の仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。

## 8 担当

大阪市会事務局 議事担当 山崎・青木

住所 大阪市北区中之島1-3-20

(電話番号 06-6208-8682、FAX番号 06-6202-0508)

## (別紙) 令和8年度文書製本リスト

NO.	タイトル	カラー	厚さ (cm) ※
1	令和七年 大阪市会運営委員会記録 (上)	[N 2] 紺	3
2	令和七年 大阪市会運営委員会記録 (下)	[N 2] 紺	3
3	令和七年 大阪市会各派幹事長会議録	[N 2] 紺	3
4	令和七年 議事緊要書類 大阪市会	[SP 2] 深緑	8
5	令和七年 大阪市会条例・予算正本	[N 26] 肌色	3
6	大阪市会定例会会議録 令和七年二・三月 (八の一)	[N 10] 薄緑	8
7	大阪市会定例会会議録 令和七年二・三月 (八の二)	[N 10] 薄緑	4
8	大阪市会定例会会議録 令和七年五月 (八の三)	[N 10] 薄緑	3
9	大阪市会臨時会会議録 令和七年七月 (八の四)	[N 10] 薄緑	1
10	大阪市会定例会会議録 令和七年九～十二月 (八の五)	[N 10] 薄緑	2
11	大阪市会定例会会議録 令和七年九～十二月 (八の六)	[N 10] 薄緑	7
12	大阪市会定例会会議録 令和七年九～十二月 (八の七)	[N 10] 薄緑	4
13	大阪市会定例会会議録 令和七年九～十二月 (八の八)	[N 10] 薄緑	4
14	令和七年 大阪市会財政総務委員会記録	[N 8] 赤紫	7
15	令和七年 大阪市会教育子ども委員会記録	[N 8] 赤紫	6
16	令和七年 大阪市会民生保健委員会記録	[N 8] 赤紫	6
17	令和七年 大阪市会都市経済委員会記録	[N 8] 赤紫	7
18	令和七年 大阪市会市政改革委員会記録 (2の1)	[N 8] 赤紫	6
19	令和七年 大阪市会市政改革委員会記録 (2の2)	[N 8] 赤紫	4
20	令和七年 大阪市会建設港湾委員会記録	[N 8] 赤紫	8
21	令和六年度 決算に関する 大阪市会決算特別委員会記録	[N 8] 赤紫	5
22	令和七年 大阪市会2025大阪・関西万博推進特別委員会記録	[SP 6] 紺色	1
23	令和七年 大阪市会大都市・税財政制度特別委員会記録	[SP 6] 紺色	3
24	令和七年 大阪市会環境対策特別委員会記録	[SP 6] 紺色	4

※小数点以下切り上げ

## グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO<sub>x</sub>・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
  - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
  - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ  
大阪市環境局環境管理部環境規制課  
自動車交通環境対策グループ  
電話：06-6615-7965

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。  
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。  
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

## 特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の市会事務局総務担当（連絡先：06-6208-8671）に報告しなければならない。

## 公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

### (条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（市会事務局総務担当 06-6208-8671）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（市会事務局総務担当 06-6208-8671）へ報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。